江戸川区工事請負業者指名基準に係る運用基準

第１　経営及び信用の状況について

（１）　日刊紙、業界紙等の情報から、経営状況が悪化していると認められる者については、指名を控える。

（２）　江戸川区契約事務規則（昭和39年３月江戸川区規則第３号）第34条第１項第２号のうち、住民税については特別な理由がない限り、特別徴収を選択すべきものとし、必要に応じ、その納税状況を調査する。

第２　区内業者及び営業所について

（１）　区内業者とは、江戸川区内に本店を置き営業する者をいう。ただし、江戸川区内に契約権限を有する営業所を置き営業する者については、区内業者に準じて取り扱うものとする。

（２）　営業所とは、競争入札参加資格申請において、契約者所在地として登録している場所をいう。

第３　発注工事場所付近に営業所を有する者について

発注工事場所付近に営業所を有する者とは、発注工事場所が同一町丁目又は隣接する町丁目に営業所を置き営業する者をいう。

第４　上限に近い工事及び下限に近い工事について

（１）　上限に近い工事とは、上限額より１割を上回らない範囲の金額の工事をいう。

（２）　下限に近い工事とは、下限額より９割を下回らない範囲の金額の工事をいう。

第５　不誠実な行為がある者について

（１）　有資格業者若しくはその役員等が、暴力的行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる場合又は有資格業者等が業務に関し、これらの関係者を使用した場合

（２）　事前に連絡せず、現場説明会に参加しなかった場合（現場説明会を実施しない案件を除く）

（３）　入札に当たり、不真面目と思われる札入れをした場合

（４）　その他契約手続を進めていく上で、好ましくない行為があった場合

第６　施工上の技術的適性について

（１）　工事種別により、これまでの実績から判断して得意とされる業者を優先して指名する。

（２）　建築一式工事で、予定価格（消費税相当額を含む。以下同じ。）がおおむね9,000万円以上については、特定建設業の許可を受けた者（以下「特定建設業者」という。）から指名し、建築一式工事以外の工事で、予定価格がおおむね6,000万円以上については、特定建設業者から指名する。ただし、業種により区内業者が不足する場合等特別な事情がある場合は、この限りで

ない。

（３） 工事現場には、技術者が常時配置されていることを原則とする。この場合において、技術者数（特に監理技術者数）に対応した指名をする。

第７ 工事等の手持件数について

（１） 工事等の手持件数は、土木工事（道路舗装工事、橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事及び一般土木工事）、建築工事、電気工事、給排水衛生工事、空調工事、土木設計、建築設計、設備設計、測量及び地質調査それぞれは４件までとし、塗装工事（一般塗装工事及び橋りょう塗装工事）、造園工事及びその他の工事は制限を設けない。

（２） 次の①～⑦のいずれかに該当する場合は、前号の工事等の手持件数に算入しないものとする。

①一般競争入札による契約

②特命随意契約

③工事成績条件付競争入札による契約

④年間単価契約

⑤契約課契約係が窓口とならない契約（主管課契約）

⑥案件公表時に特に指定した場合

⑦業種別予定価格が、次の表に該当する場合

業種	予定価格
土木工事	2,000万円未満
建築工事	1,000万円未満
電気・給排水衛生・空調工事	500万円未満

一部改正〔平成27年４月１日施行・30年４月１日・令和３年４月１日・５年４月１日・７年４月１日〕

付　則（平成27年４月１日施行）

この基準は、平成27年４月１日から施行する。

付　則（平成30年４月１日）

この基準は、平成30年４月１日から施行する。

付　則（令和３年４月１日）

この基準は、令和３年４月１日から施行する。

付　則（令和５年４月１日）

この基準は、令和５年４月１日から施行する。

付　則（令和７年４月１日）

この基準は、令和７年４月１日から施行する。